

電気柵は正しく設置しましょう

電気柵を設置する際は設置基準を満たし、週に1度は点検を行い、安全管理を徹底しましょう。

○設置基準

電気柵は電気事業法で設置方法が定められており、満たすべき主な基準は次のとおりです。必ず基準を守って設置しましょう。

- ① 危険である旨の掲示
- ② 電気柵用電源措置を使用
- ③ 漏電遮断器を設置
- ④ 開閉器（スイッチ）を設置



注意喚起の記載例

問い合わせ先

役場農政課農政係

☎ (86) 1136 [直通]

インフォメーション



○安全管理

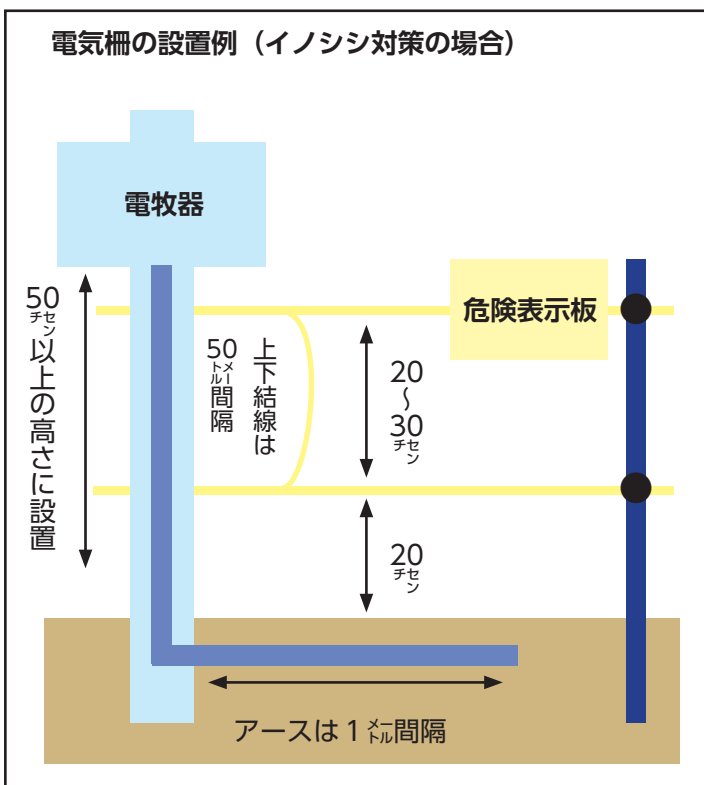
平成27年に静岡県で電気柵による感電死事故が発生しています。事故を防ぐために安全管理を徹底し、次のことを守りましょう。

- ・ 不法改造をしない
- ・ 民家付近に設置しない
- ・ 子どもを近づかせない
- ・ 公道沿いに設置しない

○効果的な設置のポイント

- ・ 動物の口や鼻などに触れる高さ
- ・ 電柵線を設置（イノシシの場合は地面から約20センチの高さ）
- ・ アースは地面に深く垂直に埋設し、1メートル間隔で設置
- ・ 上下結線は50センチ間隔で接続
- ・ 電柵線は草木に触れないように設置
- ・ 定期的に周辺を除草
- ・ 使用しない時期は電柵線を撤去

電気柵の設置例（イノシシ対策の場合）



農地をイノシシから守ろう

町では、指定有害獣（イノシシなど）による被害防止・軽減を目的とした事業を実施しています。

令和6年度の事業を希望されるかたは、期限までに申し込みください。

詳細は問い合わせください。

○イノシシ等被害防止事業

電気柵の購入にかかる費用を町が補助します。購入を希望するかたは、役場農政課で購入申込書を配布していますので、必要事項を記入の上、提出してください。

- ・ 補助率
- ・ 購入価格の5割
- ・ 申込期限
- 11月2日（木）

○鳥獣被害対策実践事業

1戸以上の集団農地は、国の交付金を活用してワイヤーメッシュ柵を設置できます。

・ 申込方法

本事業は、各地区の被害防止組合単位で実施することが条件です。希望する場合は、事業主体の長島町有害鳥獣捕獲対策協議会（事務局・役場農政課）に申し込みください。被害防止組合が存在しない地区は組織を立ち上げる必要があります。

- ・ 申込期限
- 11月2日（木）
- ・ 柵の設置

審査で認定後、協議会からワイヤーメッシュ柵の材料が貸与され、被害防止組合が自ら施行・管理します。管理・修繕などにかかる費用は、被害防止組合の負担となります。貸与期間は14年間で、その後は無償譲渡します。

問い合わせ先

役場農政課農政係

☎ (86) 1136 [直通]

電気柵購入価格

（令和6年度の価格・税込み）

250メートルセット

（約800平方メートル対応）

63,888円 ⇨ 31,944円

500メートルセット

（約2,500平方メートル対応）

88,231円 ⇨ 44,116円